

国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業の全国展開に係る検討について



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

制度の概要

本事業は、関係地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業等した一定の要件を満たす外国人留学生について、卒業後最大1年間就職活動の継続のための在留資格「特定活動」を認めるもの。

活用実績

令和2年2月の事業開始以降、5つの地方公共団体において区域計画が認定されており、当該地方公共団体から確認証明書の交付を受けた日本語教育機関は10機関、本事業を活用して就職活動を継続した外国人留学生の数は4名（このうち実際に就職先が決定した者は2名のみ）。

懸念事項

- ・本事業の活用実績は1年間で4名であり、そのうち2名については本支援事業を活用しても就職先が決定しなかったことから、全国展開に係る検討に当たって運用状況等を踏まえた検討を行うことができなかった。
- ・地方公共団体による日本語教育機関に対する確認証明書交付後に、当該日本語教育機関が適正校ではない旨の通知を受けた場合に、交付した確認証明の取扱いに係る規定が実施要領において整備されていない状況も問題。

対応（案）

令和3年度においても、適正な事業運営に向けた必要な措置を講じつつ、活用実績を踏まえ、地方公共団体の関与の在り方等について全国展開に伴う必要な検討を継続して行う必要がある。